

地震への備えは万全ですか？

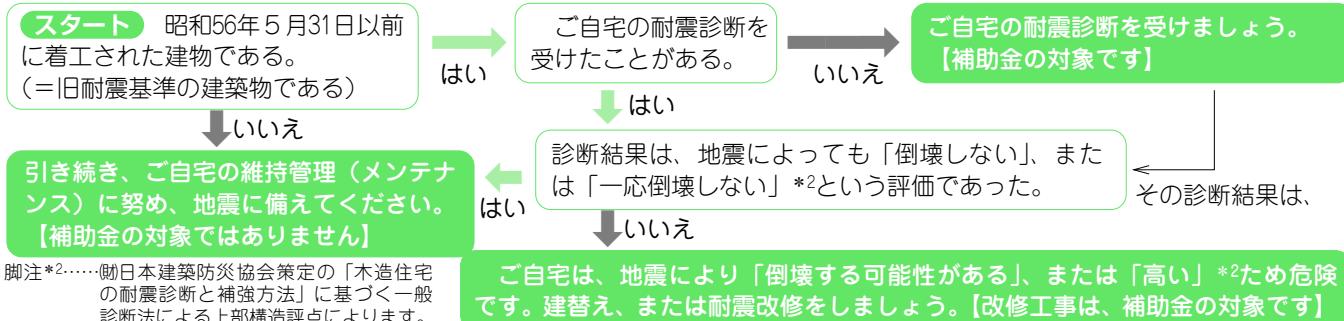
昭和56年5月31日以前に着工された建築基準法の旧耐震基準による建築物の中には、地震に対する十分な強さがないものが多くあります。それらは、近いうちに発生すると懸念されている大規模地震の際に、その倒壊が危ぶまれています。^{*1} この特集は、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階を通して、補助金制度を活用したご自宅の耐震改修工事について考えていただく企画となっています。“防災月間”のこの機に、ぜひご一考ください。

問／建築課 内2592～3 ☎463-2585

脚注^{*1}……平成19年度埼玉県報告「埼玉県地震被害想定調査」によると、「東京湾北部地震」による市内での建物全壊棟数は245棟と想定されています。

ホップ

YES-NO チェックに答えていただき、ご自宅の状況や補助金について見てみましょう！



ステップ

補助金を活用して、ご自宅などの耐震診断・耐震改修工事をしましょう！

耐震診断にかかる費用はHOW MUCH？

ご自宅の古さ、広さや構造等々によって大きく異なってきます。これまでに補助金を活用された方々の多くは3万5千円～10万円で市内の事業者に依頼されています。これに対する補助額（率）を試算しますと、1万7千円（5割）～10万円（全額）です。つまり、自己負担が非常に少なく診断を受けることができます！下の表1をご参照ください。

耐震改修工事にかかる費用はHOW MUCH？

これまでに補助金を活用して耐震改修工事をされた方々は、平均約130万円で市内の事業者に依頼されています。これに対する補助額を試算しますと、20～40万円です。つまり、自己負担額が90～110万円と高額になるため、事前の十分な相談や計画作りが大切になってきます。下の表2をご参考ください。

ジャンプ

ご用命は市内の建築士事務所などへ！ 相談のある方は市役所や専門家の無料相談へ！

詳しくは、建築課（☎463-2585）へ

補助制度の利用のためには、着工前に補助金の申込みが必要です。ご興味を持たれた方は、お気軽にお電話ください。ご用命は市内の有資格業者（一覧表が建築課にございます）へ！

（社）埼玉県建築士事務所協会所属の建築士による無料相談 要予約（☎461-4507）もご利用ください。

毎月第2水曜日（祝日を除く）午後2時から4時まで、市役所1階市民相談室にて

トップ・ヴァリュー

選りすぐりの情報をご覧ください。

以下の災害時要援護者が住む住宅の耐震化を、さらに支援しています！

耐震診断・改修補助金を上乗せして補助します（下表のとおり）。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保有者
- ・65歳以上の方
- ・障害を受給事由とする年金、または障害（補償）年金の受給権者
- ・要介護認定、または要支援認定を受けた方

表1：耐震診断の補助率・上限額

建築物の用途	補助金の額
戸建住宅（兼用住宅含む） 上：一般世帯 下：災害時要援護者世帯	診断費用の50%、かつ最大5万円 診断費用の100%、かつ最大10万円
共同住宅	診断費用の50%、かつ最大 戸数×2万円
住宅以外	診断費用の50%、かつ最大5万円

表2：耐震改修の補助率・上限額

建築物の用途	補助金の額
戸建住宅（兼用住宅含む） 上：一般世帯 下：災害時要援護者世帯	改修費用の20%、かつ最大20万円 改修費用の100%、かつ最大40万円
共同住宅	改修費用の20%、かつ最大 戸数×30万円
住宅以外	改修費用の10%、かつ最大100万円

耐震シェルター等設置費補助金

建物全体の改修工事は費用や日数がかかり過ぎてできないけど、例えば、せめて寝室だけでも補強したい、という方を支援します！

〈例〉耐震シェルター 25万円～、耐震ベッド 30万円～

補助額（率）試算／上記の商品例で、災害時要援護者世帯の補助上乗せ適用の場合

耐震シェルター：22万5千円（9割）～

耐震ベッド：27万円（9割）～



耐震シェルター・ベッドの商品例